

議案第 50 号

箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 8 月 28 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、個人番号の通知に関する規定が平成 27 年 10 月 5 日から施行されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

## 箱根町手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 箱根町手数料条例（平成 12 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 30 の項を 31 の項とし、25 の項から 29 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、24 の項の次に次の 1 項を加える。

25	個人番号通知カードの再交付	1 件につき	500 円
----	---------------	--------	-------

第 2 条 箱根町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 26 の項を次のように改める。

26	個人番号カードの再交付	1 件につき	800 円
----	-------------	--------	-------

### 附 則

この条例中、第 1 条の規定は平成 27 年 10 月 5 日から、第 2 条の規定は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。